

区職員による生活保護受給者の預金等着服事案に係る和解及び損害賠償について

1 概要

平成29年10月30日に発覚した、健康福祉部生活福祉課職員（以下、「当該元職員」という）による生活保護受給者の預金等の着服事案に関し、区は被害にあわれた受給者の方及び親族と、損害賠償額の確認と、他に区との間で債権債務が存しないことを確認する和解契約について手続きを進め、着服事案5件のうち3件については和解契約済みである（参考参照）。このたび、残る2件のうち、和解が必要な1件について合意が得られたため、和解の手続きを行うこととする。

2 各着服事案の概要

(1) 事案1 介護施設に長期入所している受給者の預金を着服（和解済み）

平成25年6月、平成27年1月から3月及び平成29年7月から9月にかけて、総額640,000円を着服した。

(2) 事案2 介護施設に長期入所している方と子の受給世帯の預金を着服（和解済み）

平成27年8月から平成29年11月にかけて、総額で1,767,272円を着服した。

(3) 事案3 病院に長期入院している受給者の心身障害者福祉手当等を着服（和解済み）

平成20年8月から平成29年8月にかけて、心身障害者福祉手当等1,779,748円を着服した。

(4) 事案4 死亡した受給者の遺留金を着服

死亡した受給者の遺留金36,200円を遺族への返還のため区が預かっていたが、平成29年3月に遺族に返還したと装い着服した。

(5) 事案5 受給者から返還された転居費用を着服

転居を取りやめた受給者に対して区が支払った転居費用の返還を受けていたにもかかわらず、返還の処理をせず、平成27年12月に218,056円を着服した。

3 賠償の内容

(1) 事案4について

着服額（損害金相当額（A））	36,200円（平成30年5月16日に支払）
遅延損害金額（B）	5,737円
損害賠償額（A+B）	41,937円
賠償の手続き	区長専決処分（平成30年5月31日付け）

○被害にあった受給者の救済を速やかに行う必要があることから、区は損害金相当額（A）を平成30年5月16日に支払ったものである。

○遅延損害金額（B）は、着服の行われた日を起点とし損害金相当額（A）を返還した日を終点とした期間に民法第404条の法定利息である年5分の利率を乗じて算出した額となる。

(2) 事案 5 について

着服額 (損害金相当額 (A)) 218,056 円 (平成 29 年 12 月 18 日に返還)

遅延損害金額 (B) 22,343 円

損害賠償額 (A+B) 240,399 円

○受給者に対する損害金はないことから、区への返還のみで和解は要しない。

○遅延損害金額 (B) については、上記「(1) 事案 4 について」と同様。

4 当該元職員からの返還状況について (平成 30 年 5 月 31 日現在)

	区の請求金額	返還済金額	未納分 (遅延損害金額)
事案 1	372,748 円	320,000 円	52,748 円
事案 2	1,654,441 円	1,553,672 円	100,769 円
事案 3	2,221,370 円	1,779,748 円	441,622 円
事案 4	41,937 円	36,200 円	5,737 円
事案 5	240,399 円	218,056 円	22,343 円
遅延損害金額の一部		100,000 円	▲100,000 円
計	4,530,895 円	4,007,676 円	523,219 円

※ 事案 1 から事案 5 の損害金相当額及び遅延損害金額の一部については返還済である。

引き続き、未納分 (遅延損害金額) について当該職員に対し、支払いを求めていく。

(参考)

1 事案 1 から事案 3 について (和解済み)

	事案 1	事案 2	事案 3
着服額	640,000 円	1,767,272 円	1,779,748 円
発覚前の当該元職員による返還済額	320,000 円	213,600 円	0 円
損害賠償額 (A+B)	372,748 円	1,654,441 円	2,221,370 円
損害金相当額 (A)	320,000 円 (平成 30 年 1 月 11 日に支払)	1,553,672 円 (平成 30 年 1 月 11 日に支払)	1,779,748 円 (平成 30 年 1 月 11 日に支払)
遅延損害金額 (B)	52,748 円	100,769 円	441,622 円
賠償の手續	区長専決処分	区長専決処分	議決
決定年月日	平成 30 年 1 月 26 日	平成 30 年 1 月 26 日	平成 30 年 3 月 8 日

2 地方自治法第 96 条第 1 項 12 号により、損害賠償額の決定及び和解には議会の議決を要するとされている。ただし、「訴えの提起・和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について」(昭和 51 年 3 月目黒区第一回定例会議決)により、1 件 200 万円以下の事案については、区長の専決処分可とされている。

以 上